

療養担当規則、施設基準等事項

<取り扱いのある医療保険公費負担医療>

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

<調剤基本料2>

調剤基本料は処方箋受付1回につき調剤基本料2を算定しております

<服薬管理指導料>

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります

<個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行>

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

<後発医薬品調剤体制加算3>

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

後発医薬品を積極的に使用しています

ジェネリック医薬品とは先発医薬品と成分が同じで、お薬代がお安くなり、味や飲みやすさ等が改良されているお薬です。

先発医薬品を希望される患者様はスタッフにお申し出下さい。

※処方記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要です。

必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。
また、在庫の関係上お時間がかかる場合があります。

<容器代等保険外請求>

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。
治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいておりません。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

計量カップ 20 円 スポイト 20 円

水剤容器 30 円 100ml 以上 50 円

軟膏ツボ 50 円 100g 80 円

患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料 550 円 郵送料実費

患者希望による一包化 1 包につき 10 円

在宅医療に係る医療費片道 10km 超につき 150 円

1 日 4 回 1 週間分セット可能な服薬カレンダー 1 枚 81 円

<個人情報保護方針>

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・外部監査機関への情報提供

<夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）>

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。

夜間休日加算の対象曜日・時間

土曜日 13:00-18:00、日曜日及び国民の休日、1/2-3,12/29-31

また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

- ・時間外加算：基礎額の 100%
- ・休日加算：基礎額の 140%
- ・深夜加算：基礎額の 200%

<在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）・居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）>

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

<連携強化加算>

回生薬局では、災害発生時や新興感染症発生時において、対応可能な体制を用意しています。

- 災害発生時に被害状況に応じて、速やかに薬局業務が行えるような体制を作っています。
- 新興感染症発生時に市区町村の求めに応じて、患者対応ができるような体制を作っています。
- オンライン服薬指導や処方された医薬品の配送などを通じて、地域医療を支えるような体制を作っています。
- サイバーセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を作っています。
- 要指導医薬品や一般用医薬品、検査キットの販売を行っています。

<かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料>

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・週 32 時間以上の勤務
- ・当薬局 1 年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

<特定薬剤管理指導料加算 3>

当薬局では、以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。

- イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時 1 回
- ロ) 選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時 1 回

<医療情報取得加算>

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算1（マイナンバーカード未利用）・・・6ヶ月に1回 3点

医療情報取得加算2（マイナンバーカード利用）・・・6ヶ月に1回 1点

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願ひいたします。

<医療DX推進体制整備加算>

当薬局では次のような取り組みを行い、医療DX推進体制整備加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。

<後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養>

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。特別の料金とは、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金**のことと言います。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いただきます。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（調剤の費用）はこれまでと変わりません。